

2024（令和 6）年度

埼玉支部事業実施状況

第 2 四半期

※基準日の記載のないものは、令和 6 年 9 月末を基準としています。

令和 6 年度 事業実施状況（埼玉支部）

1. 基盤的保険者関係 (1) 健全な財政運営	
計画内容	実施状況（◎計画を大幅に上回る、○計画通り、△実施中または計画を下回る、×未実施）
<p>(1) 健全な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中長期的な視点による健全な財政運営に資するよう、支部評議会で丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。 ・ 今後、更に厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、また、加入者一人当たりの医療給付費の伸びの方が高い赤字構造であり、いずれ財政を逼迫させるという構造的な問題を抱えているとしながら、準備金は毎年度積み上がっているという、加入者・事業主にとって分かりにくい協会の保険料財政の仕組み・現状についての説明を広報誌やホームページ、その他各種媒体を通して丁寧に行う。 ・ 都道府県等の会議等において、医療費・健診等データの分析結果から得られたエビデンス等も踏まえ、安定した財政運営を行う観点から積極的に意見発信を行う。 	<p>(1) 健全な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5月の評議会において、令和 5 年度の事業実施状況について報告。併せて「健康保険証とマイナンバーカードの一体化（マイナ保険証）」に関する制度および実施スケジュールについて報告。 ・ 7月の評議会において、令和 5 年度協会けんぽ決算見込みについて報告。 ・ 健康保険委員だより 8 月号と埼玉だより 9 月号において、協会の令和 5 年度の決算（見込み）概要を掲載し、協会の保険財政の仕組み・現状について理解を図った。 △

1.基盤的保険者関係		(2) 業務改革の実践と業務品質の向上								
計画内容	実施状況（◎計画を大幅に上回る、○計画通り、△実施中または計画を下回る、×未実施）									
<p>(2) 業務改革の実践と業務品質の向上</p> <p>① 業務処理体制の強化と意識改革の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務マニュアルや手順書に基づく事務処理を基本としつつ、日々の業務量の多寡や優先度に応じた柔軟で最適な体制による事務処理の徹底により、業務処理の品質を追求し、生産性の向上を図る。 業務の標準化・効率化・簡素化を徹底するとともに、職員の多能化を推進し、職員の意識改革と育成を図る。 <p>② サービス水準の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 適切な進捗管理を行い、サービススタンダード（受付日から 10 営業日以内の支払い）を遵守する。 	<p>(2) 業務改革の実践と業務品質の向上</p> <p>① 業務処理体制の強化と意識改革の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務量の多寡に応じ柔軟に事務処理体制を変更できるよう、各職員への差配及び進捗管理を行いつつ、契約職員を含めた業務スキルの多能化ならびに現金給付の審査確認をはじめとする業務処理方法の見直しを進めている。 ミーティングやコミュニケーションツールを活用し、全職員がマニュアルや手順書に基づく事務処理を行うことができるよう、必要な情報を共有のうえ事務処理を進めている。 <p>② サービス水準の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 進捗状況を日時で管理、適正に業務を実施。 <p>■令和6年度目標（KPI）：サービススタンダードの達成状況 100%</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th><th>決定件数</th><th>達成件数</th><th>達成率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和 6 年度 (7 月まで) (同年同期)</td><td>24,336 件 (24,386 件)</td><td>24,336 件 (24,386 件)</td><td>100% (100%)</td></tr> </tbody> </table>	年 度	決定件数	達成件数	達成率	令和 6 年度 (7 月まで) (同年同期)	24,336 件 (24,386 件)	24,336 件 (24,386 件)	100% (100%)	△ △
年 度	決定件数	達成件数	達成率							
令和 6 年度 (7 月まで) (同年同期)	24,336 件 (24,386 件)	24,336 件 (24,386 件)	100% (100%)							

1. 基盤的保険者関係 (2) 業務改革の実践と業務品質の向上							
計画内容	実施状況 (◎計画を大幅に上回る、○計画通り、△実施中または計画を下回る、×未実施)						
<ul style="list-style-type: none"> 加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、現金給付申請等に係る郵送化を促進する。 <p>■ KPI :</p> <ol style="list-style-type: none"> サービススタンダードの達成状況を 100%とする 現金給付等の申請に係る郵送化率を対前年度以上とする 	<ul style="list-style-type: none"> 繁忙期における混雑予想を HP に掲載し、混雑緩和を図った。 <p>■ 令和 6 年度目標 (KPI) : 現金給付等の申請にかかる郵送化率 96.5%以上</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th><th>郵送化率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和 6 年度 (9 月まで)</td><td>96.5%</td></tr> <tr> <td>令和 5 年度</td><td>96.5%</td></tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 毎終業前にミーティングを開催し、連絡事項の共有や案内時の注意事項などの伝達のほか、コールセンターを含めた受電状況やお客様の声を共有し、受電率やお客様サービス向上を図っている。その他、電話相談対応に対する更なる意識醸成に向けた取組みを進めている。 適宜コールセンターと連携を取り、必要な事務連絡の共有やお客様への案内誤りなどの注意喚起を行っている。 マイナ保険証関連（資格情報のお知らせ送付等）の電話対応に向けた研修及び受電体制を構築し、現在対応中。 	年 度	郵送化率	令和 6 年度 (9 月まで)	96.5%	令和 5 年度	96.5%
年 度	郵送化率						
令和 6 年度 (9 月まで)	96.5%						
令和 5 年度	96.5%						
	△						

1.基盤的保険者関係

(2) 業務改革の実践と業務品質の向上

計画内容	実施状況 (◎計画を大幅に上回る、○計画通り、△実施中または計画を下回る、×未実施)																								
<p>③ 現金給付等の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 傷病手当金と障害年金等の併給調整を確実に実施する。 不正の疑いのある申請について、保険給付適正化PTにて議論を行い、事業主への照会や立入検査を実施する等、重点的な審査を行う。 海外出産育児一時金について、海外の渡航がわかる書類の確認のほか、出産の事実確認等を徹底し、不正請求を防止する。 柔道整復施術療養費及びあんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、多部位かつ頻回、長期かつ頻回の申請または負傷部位を意図的に変更する（いわゆる「部位ころがし」）過剰受診の適正化を図るため、加入者への文書照会等を強化とともに、不正疑義案件については直接確認委員会における面接や厚生局への情報提供を行う。 高齢者医療への拠出金等の適正化のため、被扶養者資格の再確認を適切に実施する。 社会保険労務士会との連絡協議会を開催のうえ、現状の課題等を共有しつつ、円滑な事務処理等に向けた連携を図る。 	<p>③ 現金給付等の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理者用リストにより併給調整処理の進捗を管理のうえ、遅延なく実施。 <p>傷病手当金等併給調整処理状況（令和6年9月現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>確認対象</th> <th>確認済</th> <th>返納対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和6年度</td> <td>1,073件</td> <td>769件</td> <td>534件</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>1,851件</td> <td>1,851件</td> <td>1,229件</td> </tr> </tbody> </table> <p>・審査時において、不正が疑われる内容については、確認資料を求めて適正と判断したものについて支給決定を実施。また、高額報酬者や取得接近などの申請事案について対象者を抽出。</p> <p>・令和6年8月に保険給付適正化PTを開催し、抽出結果の報告及び今後の対応について協議。</p> <p>柔道整復施術療養費 患者照会の実施件数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和6年度 (9月現在)</th> <th>令和5年度 (昨年同期)</th> <th>対比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>請求件数</td> <td>273,199件</td> <td>271,331件</td> <td>100.7%</td> </tr> <tr> <td>照会件数</td> <td>9,322件</td> <td>12,491件</td> <td>74.6%</td> </tr> </tbody> </table> <p>照会対象：2部位10日以上の施術</p>		確認対象	確認済	返納対象	令和6年度	1,073件	769件	534件	令和5年度	1,851件	1,851件	1,229件		令和6年度 (9月現在)	令和5年度 (昨年同期)	対比	請求件数	273,199件	271,331件	100.7%	照会件数	9,322件	12,491件	74.6%
	確認対象	確認済	返納対象																						
令和6年度	1,073件	769件	534件																						
令和5年度	1,851件	1,851件	1,229件																						
	令和6年度 (9月現在)	令和5年度 (昨年同期)	対比																						
請求件数	273,199件	271,331件	100.7%																						
照会件数	9,322件	12,491件	74.6%																						

1.基盤的保険者関係

(2) 業務改革の実践と業務品質の向上

計画内容	実施状況 (◎計画を大幅に上回る、○計画通り、△実施中または計画を下回る、×未実施)																		
<p>④ レセプト点検の精度向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 「レセプト内容点検行動計画」を策定・実践し、効果的かつ効率的な点検を推進する。 自動点検マスタを定期的に更新し、システム点検の効率化を図る。また、社会保険診療報酬支払基金において、審査支払新システム（AI）によるレセプトの振り分けが行われていること等を踏まえ、内容点検効果の高いレセプト（目視対象に振り分けられたレセプト等）を優先的かつ重点的に審査する。 	<p>●多部位、頻回傾向の強い施術所に対し、改善依頼書を送付。 (令和 6 年度 25 件)</p> <p>●自己・自家施術を行っている施術管理者へ注意喚起通知書を送付。 (令和 6 年度 2 件)</p> <p>柔道整復施術療養費 3 部位以上かつ月 15 日以上の申請割合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th><th>申請割合</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和 6 年度 (7 月現在)</td><td>0.89%</td></tr> <tr> <td>令和 5 年度</td><td>0.83%</td></tr> </tbody> </table> <p>※ 改善依頼書の送付後、改善が見られない施術所に対し、令和 6 年 8 月に面接確認を実施</p>	年 度	申請割合	令和 6 年度 (7 月現在)	0.89%	令和 5 年度	0.83%												
年 度	申請割合																		
令和 6 年度 (7 月現在)	0.89%																		
令和 5 年度	0.83%																		
	<p>④ レセプト点検の精度向上</p> <p>内容点検にかかる査定金額 (単位 : 千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>結果反映月</th><th>4~6 月</th><th>7~9 月</th><th>10~12 月</th><th>1~3 月</th><th>合計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和 6 年度</td><td>96,253</td><td>72,586</td><td></td><td></td><td>168,839</td></tr> <tr> <td>令和 5 年度</td><td>79,153</td><td>107,625</td><td></td><td></td><td>186,778</td></tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 行動計画会議を毎月開催し、月次で進捗状況を管理。 効率的・効果的な点検のため、高額レセプトの点検を徹底。 	結果反映月	4~6 月	7~9 月	10~12 月	1~3 月	合計	令和 6 年度	96,253	72,586			168,839	令和 5 年度	79,153	107,625			186,778
結果反映月	4~6 月	7~9 月	10~12 月	1~3 月	合計														
令和 6 年度	96,253	72,586			168,839														
令和 5 年度	79,153	107,625			186,778														

1. 基盤的保険者関係		(2) 業務改革の実践と業務品質の向上																
計画内容	実施状況 (◎計画を大幅に上回る、○計画通り、△実施中または計画を下回る、×未実施)																	
<ul style="list-style-type: none"> 勉強会や研修等により、点検員のスキルを向上させ、内容点検の更なる質的向上を図る。 資格点検、外傷点検を着実かつ確実に実施する。 <p>■ KPI :</p> <ol style="list-style-type: none"> 協会のレセプト点検の査定率（※）について前年度以上とする (※) 査定率=協会のレセプト点検により査定（減額）した額÷協会の医療費総額 協会の再審査レセプト 1 件当たりの査定額を前年度以上とする <p>⑤ 債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 発生した債権については、全件調定及び納付書の速やかな送付を徹底するとともに、「債権管理・回収計画」に基づき、債務者の資力に応じて保険者間調 	<ul style="list-style-type: none"> 毎月、点検員全員参加の自動点検マスター打合せを実施。 効果的な再審査請求を行うため点検員間の情報共有を徹底。 資格点検、外傷点検をスケジュールに基づき実施。 <p>■ KPI</p> <ol style="list-style-type: none"> 令和 6 年度目標 (KPI) : 査定率 : 0.185% 以上 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>査定率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和 6 年 8 月</td><td>0.156%</td></tr> <tr> <td>令和 5 年 8 月</td><td>0.167%</td></tr> <tr> <td>全国平均 (同期比)</td><td>0.139%</td></tr> </tbody> </table> <ol style="list-style-type: none"> 令和 6 年度目標 (KPI) : 1 件当たりの査定額 : 10,123 円以上 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>査定額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和 6 年 8 月</td><td>16,212 円</td></tr> <tr> <td>令和 5 年 8 月</td><td>8,710 円</td></tr> <tr> <td>全国平均 (同期比)</td><td>9,852 円</td></tr> </tbody> </table> <p>⑤ 債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 保険者間調整の実施状況 <p>返納金の新規調定及び定期催告の都度、国民健康保険との保険者間調整が可能な債務者に対して、早期回収につなげるため、制度利用を促すチラシの同</p>		査定率	令和 6 年 8 月	0.156%	令和 5 年 8 月	0.167%	全国平均 (同期比)	0.139%		査定額	令和 6 年 8 月	16,212 円	令和 5 年 8 月	8,710 円	全国平均 (同期比)	9,852 円	△
	査定率																	
令和 6 年 8 月	0.156%																	
令和 5 年 8 月	0.167%																	
全国平均 (同期比)	0.139%																	
	査定額																	
令和 6 年 8 月	16,212 円																	
令和 5 年 8 月	8,710 円																	
全国平均 (同期比)	9,852 円																	
		△																
		△																

1.基盤的保険者関係

(2) 業務改革の実践と業務品質の向上

計画内容	実施状況 (◎計画を大幅に上回る、○計画通り、△実施中または計画を下回る、×未実施)																																																																																															
<p>整や分割返納を提案するなど、早期回収に向けた取組を計画的かつ確実に実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 簡易及び地方裁判所の仕組みを生かした民事訴訟や支払督促等の法的手続き、悪質な債務者に対する強制執行による給与差押え、契約弁護士による納付催告や直接的な交渉等により、効率的かつ効果的な債権の回収につなげる。 無資格受診に係る返納金の発生を抑止するため、業務マニュアル等に基づき、保険証未返納者に対する早期の返納催告を計画的かつ確実に実施する。 日本年金機構や社会保険労務士会と連携し、資格喪失時における速やかな保険証の返納について、事業所等へ周知徹底を図る。 	<p>封を徹底。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実績</th><th>第1四半期 4~6月</th><th>第2四半期 7~9月</th><th>第3四半期 10~12月</th><th>第4四半期 1~3月</th><th>通期 4~3月</th><th>【参考】R5 年度実績</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>回収件数</td><td>288 件</td><td>422 件</td><td>件</td><td>件</td><td>710 件</td><td>1,093 件</td></tr> <tr> <td>回収金額</td><td>38,838 千円</td><td>35,584 千円</td><td>千円</td><td>千円</td><td>74,422 千円</td><td>100,693 千円</td></tr> </tbody> </table> <p>・債権催告の実施状況</p> <p>支部及び弁護士による催告を毎月、計画的に実施。また、日本年金機構から送信される新規加入者情報データを活用し、勤務先が判明した債務者に対して、適宜、当該勤務先あて文書による催告を実施。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実績</th><th>第1四半期 4~6月</th><th>第2四半期 7~9月</th><th>第3四半期 10~12月</th><th>第4四半期 1~3月</th><th>通期 4~3月</th><th>【参考】R5 年度実績</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>文書</td><td>4,285 件</td><td>5,055 件</td><td>件</td><td>件</td><td>9,340 件</td><td>13,796 件</td></tr> <tr> <td>弁護士</td><td>138 件</td><td>132 件</td><td>件</td><td>件</td><td>270 件</td><td>559 件</td></tr> <tr> <td>再加入</td><td>23 件</td><td>22 件</td><td>件</td><td>件</td><td>45 件</td><td>128 件</td></tr> </tbody> </table> <p>・法的手手続きの実施状況</p> <p>回収可能性等を含めた費用対効果を勘案し、債務者の属性に応じて、支払督促や少額訴訟を計画的に実施。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実績</th><th>第1四半期 4~6月</th><th>第2四半期 7~9月</th><th>第3四半期 10~12月</th><th>第4四半期 1~3月</th><th>通期 4~3月</th><th>【参考】R5 年度実績</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支払督促 少額訴訟等</td><td>件数</td><td>11 件</td><td>18 件</td><td>件</td><td>件</td><td>29 件</td><td>53 件</td></tr> <tr> <td></td><td>金額</td><td>4,343 千円</td><td>3,882 千円</td><td>千円</td><td>千円</td><td>8,225 千円</td><td>26,673 千円</td></tr> <tr> <td>強制執行</td><td>件数</td><td>5 件</td><td>8 件</td><td>件</td><td>件</td><td>13 件</td><td>14 件</td></tr> <tr> <td></td><td>金額</td><td>2,348 千円</td><td>4,317 千円</td><td>千円</td><td>千円</td><td>6,665 千円</td><td>6,314 千円</td></tr> </tbody> </table>	実績	第1四半期 4~6月	第2四半期 7~9月	第3四半期 10~12月	第4四半期 1~3月	通期 4~3月	【参考】R5 年度実績	回収件数	288 件	422 件	件	件	710 件	1,093 件	回収金額	38,838 千円	35,584 千円	千円	千円	74,422 千円	100,693 千円	実績	第1四半期 4~6月	第2四半期 7~9月	第3四半期 10~12月	第4四半期 1~3月	通期 4~3月	【参考】R5 年度実績	文書	4,285 件	5,055 件	件	件	9,340 件	13,796 件	弁護士	138 件	132 件	件	件	270 件	559 件	再加入	23 件	22 件	件	件	45 件	128 件	実績	第1四半期 4~6月	第2四半期 7~9月	第3四半期 10~12月	第4四半期 1~3月	通期 4~3月	【参考】R5 年度実績	支払督促 少額訴訟等	件数	11 件	18 件	件	件	29 件	53 件		金額	4,343 千円	3,882 千円	千円	千円	8,225 千円	26,673 千円	強制執行	件数	5 件	8 件	件	件	13 件	14 件		金額	2,348 千円	4,317 千円	千円	千円	6,665 千円	6,314 千円							
実績	第1四半期 4~6月	第2四半期 7~9月	第3四半期 10~12月	第4四半期 1~3月	通期 4~3月	【参考】R5 年度実績																																																																																										
回収件数	288 件	422 件	件	件	710 件	1,093 件																																																																																										
回収金額	38,838 千円	35,584 千円	千円	千円	74,422 千円	100,693 千円																																																																																										
実績	第1四半期 4~6月	第2四半期 7~9月	第3四半期 10~12月	第4四半期 1~3月	通期 4~3月	【参考】R5 年度実績																																																																																										
文書	4,285 件	5,055 件	件	件	9,340 件	13,796 件																																																																																										
弁護士	138 件	132 件	件	件	270 件	559 件																																																																																										
再加入	23 件	22 件	件	件	45 件	128 件																																																																																										
実績	第1四半期 4~6月	第2四半期 7~9月	第3四半期 10~12月	第4四半期 1~3月	通期 4~3月	【参考】R5 年度実績																																																																																										
支払督促 少額訴訟等	件数	11 件	18 件	件	件	29 件	53 件																																																																																									
	金額	4,343 千円	3,882 千円	千円	千円	8,225 千円	26,673 千円																																																																																									
強制執行	件数	5 件	8 件	件	件	13 件	14 件																																																																																									
	金額	2,348 千円	4,317 千円	千円	千円	6,665 千円	6,314 千円																																																																																									

1.基盤的保険者関係

(2) 業務改革の実践と業務品質の向上

計画内容	実施状況 (◎計画を大幅に上回る、○計画通り、△実施中または計画を下回る、×未実施)																																																																														
<p>■ KPI :</p> <p>1) 返納金債権（診療報酬返還金（不当請求）を除く。）の回収率を前年度以上とする</p> <p>2) 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後 1 か月以内の健康保険証回収率を前年度以上とする。</p> <p>マイナンバーカードと健康保険証の一体化（健康保険証の廃止）が行われるまでの取組とする</p>	<ul style="list-style-type: none"> 埼玉県内年金事務所との事務部会及び連絡協議会において、健康保険加入事業所における保険証即時回収の協力を依頼。 高額の返納金が発生する、遡及喪失及び障害年金と傷病手当金の併給調整にかかる周知チラシをそれぞれ作成し、県内年金事務所に設置を依頼。 <p>■ KPI :</p> <p>1) 返納金債権（診療報酬返還金（不当請求）を除く。）の回収率を前年以上とする（令和 5 年度:63.53%）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実績</th><th>4月</th><th>5月</th><th>6月</th><th>7月</th><th>8月</th><th>9月</th><th>10月</th><th>11月</th><th>12月</th><th>1月</th><th>2月</th><th>3月</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R6 年度</td><td>24.45</td><td>30.27</td><td>34.94</td><td>43.52</td><td>44.24</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>R5 年度</td><td>26.83</td><td>33.12</td><td>36.34</td><td>36.75</td><td>41.34</td><td>44.74</td><td>48.67</td><td>53.44</td><td>53.32</td><td>53.71</td><td>59.27</td><td>63.53</td></tr> </tbody> </table> <p>2) 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後 1 か月以内の健康保険証回収率を前年度以上とする（令和 5 年度:80.15 %）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実績</th><th>4月</th><th>5月</th><th>6月</th><th>7月</th><th>8月</th><th>9月</th><th>10月</th><th>11月</th><th>12月</th><th>1月</th><th>2月</th><th>3月</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R6 年度</td><td>81.16</td><td>79.40</td><td>79.24</td><td>79.43</td><td>79.77</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>R5 年度</td><td>87.65</td><td>85.72</td><td>84.31</td><td>82.98</td><td>82.45</td><td>81.91</td><td>82.12</td><td>81.85</td><td>81.53</td><td>81.13</td><td>80.81</td><td>80.15</td></tr> </tbody> </table>	実績	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	R6 年度	24.45	30.27	34.94	43.52	44.24								R5 年度	26.83	33.12	36.34	36.75	41.34	44.74	48.67	53.44	53.32	53.71	59.27	63.53	実績	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	R6 年度	81.16	79.40	79.24	79.43	79.77								R5 年度	87.65	85.72	84.31	82.98	82.45	81.91	82.12	81.85	81.53	81.13	80.81	80.15
実績	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月																																																																			
R6 年度	24.45	30.27	34.94	43.52	44.24																																																																										
R5 年度	26.83	33.12	36.34	36.75	41.34	44.74	48.67	53.44	53.32	53.71	59.27	63.53																																																																			
実績	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月																																																																			
R6 年度	81.16	79.40	79.24	79.43	79.77																																																																										
R5 年度	87.65	85.72	84.31	82.98	82.45	81.91	82.12	81.85	81.53	81.13	80.81	80.15																																																																			

1.基盤的保険者関係		(3) ICT化の推進
計画内容	実施状況（◎計画を大幅に上回る、○計画通り、△実施中または計画を下回る、×未実施）	
<p>(3) ICT化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> マイナンバーカードと健康保険証の一体化後も加入者が適切な保険診療を効率的かつ支障なく受けられるよう、マイナンバーカードの健康保険証利用を推進するとともに、制度に係る広報や資格確認書の円滑な発行等に取り組む。 	<p>(3) ICT化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> マイナンバーカードの健康保険証利用を推進するため、埼玉だより4月号にマイナ保険証の仕組みやメリットについて掲載。 マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けた資格情報のお知らせを事業所に送付するため、健康保険委員だより6月号の同封チラシや関係団体等を通じて広報を実施。また、従業員数が1,000人以上の大規模事業所に対しては、訪問または電話による協力依頼を個別に実施。加えて、従業員数が150人以上の事業所に対しては、文書による協力依頼を個別に実施。 	△ ○

2. 戦略的保険者関係		(1) データ分析に基づく事業実施
計画内容	実施状況 (◎計画を大幅に上回る、○計画通り、△実施中または計画を下回る、×未実施)	
<p>(1) データ分析に基づく事業実施</p> <p>① 本部・支部における医療費・健診データ等の分析結果の活用及び分析能力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 本部から提供されたデータ及び情報系システムから抽出したデータ等を用い、地域差等の特徴や課題等を把握し、医療費適正化や健康づくり等における事業を効果的、効率的に推進する。 医療費・健診データ等分析用マニュアルを活用した分析方法の説明会や統計分析研修、他支部との情報共有等により、支部における調査研究の質の底上げを行う。 <p>② 好事例の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 本部とプロジェクト対象3支部（北海道、徳島、佐賀支部）が連携してデータ分析や事業企画等を検討・実施する「保険者努力重点支援プロジェクト」を通し蓄積した分析手法に関するノウハウの活用を検討する。 	<p>(1) データ分析に基づく事業実施</p> <p>① 本部・支部における医療費・健診データ等の分析結果の活用及び分析能力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 統計分析研修（本部研修）の伝達を実施。 <p>② 好事例の活用</p>	△ —

2. 戦略的保険者関係 (2) 健康づくり	
計画内容	実施状況 (◎計画を大幅に上回る、○計画通り、△実施中または計画を下回る、×未実施)
<p>(2) 健康づくり</p> <p>① 保健事業の一層の推進</p> <p>「特定健診・特定保健指導の推進」「重症化予防の対策」「コラボヘルスの取組」を柱とし、第3期保健事業実施計画(データヘルス計画)に基づく取組を着実に実施する。具体策は以下②から⑤のとおりとする。</p> <p>② 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上</p> <p>実施率への影響が大きいと見込まれる対象を選定し、重点的かつ優先的に働きかけことで、効率的・効果的な受診勧奨を実施する。</p> <p>[被保険者（生活習慣病予防健診）]</p> <p>1) 健診・保健指導カルテ等から事業所規模、業態等で勧奨対象を選定し受診勧奨を行う。</p> <p>2) 自己負担軽減に加え、付加健診対象年齢拡大を契機とし、既存健診機関における受診者数増加の働きかけを行う。</p>	<p>(2) 健康づくり</p> <p>① 保健事業の一層の推進</p> <p>② 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上</p> <p>[被保険者（生活習慣病予防健診）]</p> <p>1) 健診・保健指導カルテ等から受診率が低調な対象者が10人未満の小規模事業所及びメタボリックシンドローム該当者割合が高い総合工事業、運輸業の2業種を選定し、9月の「職場の健康診断実施強化月間」に合わせ、労働局と連名で受診勧奨文書を令和6年8月30日に15,777件発送。</p> <p>2) 既存健診機関において検診車を使用し実施する集団健診について、生活習慣病予防健診の未受診者がいる事業所に対し、集団健診の案内パンフレットを令和6年9月13日に20,105件発送。</p>

2. 戦略的保険者関係 (2) 健康づくり		
計画内容	実施状況 (○計画を大幅に上回る、△計画通り、△実施中または計画を下回る、×未実施)	
<p>3) 新規健診機関の拡大を図る。</p> <p>〔被保険者（事業者健診データ）〕</p> <p>1) 健診・保健指導カルテ等から事業所規模、業態等で対象事業所を選定し取得勧奨を行う。</p> <p>2) 特定保健指導早期介入のため、健診推進経費（インセンティブ）を活用したデータ提供を促進する。</p> <p>3) 事業主・健診機関・支部での現行の提供運用のもとで、40歳未満も含めた事業者健診データが健診機関を通じて提供されるよう、関係団体等と連携し事業主へ働きかける。</p> <p>〔被扶養者（特定健診）〕</p> <p>1) 自治体と連携し、特定健診とがん検診が同時に受診可能な集団健診を実施する。</p>	<p>3) 新規健診実施機関をホームページを通じて公募。</p> <p style="color:red;">新規契約申請健診機関数：3件</p> <p>〔被保険者（事業者健診データ）〕</p> <p>1) 対象者が10人以上の事業所を対象とし、9月5日から9月26日にかけて、2,250事業所へ提供依頼書の提出勧奨文書を発送し、順次電話による勧奨を実施。</p> <p>2) 対象健診機関を公募</p> <p style="color:red;">契約機関 22機関（参考：令和5年度21機関）</p> <p>3) 事業主に代わり、健診機関から事業者健診データを取得するための同意書を、40歳未満の者も取得できるよう見直しを行ったうえで、引き続き埼玉県及び埼玉労働局と連名で事業主への依頼を実施。</p> <p>〔被扶養者（特定健診）〕</p> <p>1) 自治体が実施するがん検診等と協会の特定健診を同時に受診可能な集団健診を15市町村と実施する。2市町村については7月と8月に実施済み、13市町村については1月から3月にかけて実施予定。</p> <p style="color:red;">(参考：令和5年度実施市町村 13市町村、受診者数1,658人)</p> <p>また、7/17に開催された埼玉県主催の市町村がん担当者会議において、同時実施の呼びかけを行った。</p>	<p>△</p> <p>△</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>△</p>

2. 戦略的保険者関係 (2) 健康づくり

計画内容	実施状況 (◎計画を大幅に上回る、○計画通り、△実施中または計画を下回る、×未実施)		
	開催日	自治体	受診者数
	令和6年7月26日・28日・29日	東秩父村	20人
	令和6年8月2日・3日・5日 令和7年2月10日・11日・12日	和光市	187人
	令和7年1月9日	伊奈町	
	令和7年1月21日	日高市（新規）	
	令和7年1月23日	越谷市（新規）	
	令和7年1月24日	富士見市	
	令和7年2月5日	行田市	
	令和7年2月6日	吉川市	
	令和7年2月7日	幸手市	
	令和7年2月13日	深谷市	
	令和7年2月13日	寄居町	
	令和7年2月14日	杉戸町	
	令和7年2月17日	志木市	
	令和7年2月19日	所沢市	
	令和7年3月3日	秩父市	
2) 歯科健診等の付加価値を付けた協会けんば主催の集団健診を実施する。	<p>2) 1月から3月に県内全域で特定健診の集団健診を 150日 実施予定。併せて、全会場での特定保健指導を実施予定。また、一部会場での歯科健診、骨密度等のオプション健診を実施予定。 (参考：令和5年度受診者数 14,704人)</p>		

△

2. 戦略的保険者関係 (2) 健康づくり

計画内容	実施状況 (◎計画を大幅に上回る、○計画通り、△実施中または計画を下回る、×未実施)																		
<p>■ 被保険者（40歳以上）（実施対象者数： 590,775人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診 実施率 51.5%（実施見込者数： 304,249人） ・事業者健診データ 取得率 10.6%（取得見込者数： 62,622人） <p>■ 被扶養者（実施対象者数： 150,131人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査 実施率 30.6%（実施見込者数： 45,940人） <p>■ KPI：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 生活習慣病予防健診実施率を 51.5%以上とする 2) 事業者健診データ取得率を 10.6%以上とする 3) 被扶養者の特定健診実施率を 30.6%以上とする <p>③ 特定保健指導実施率及び質の向上</p>	<p>健診実施状況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">実施分速報値 (直近対象者数)</th> <th colspan="2">被保険者 (629,641人)</th> <th>被扶養者 (144,818人)</th> </tr> <tr> <th>生活習慣病 予防健診</th> <th>事業者健診</th> <th>特定健康診査</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和 6 年度 (※)</td> <td style="color: red;">104,406</td> <td style="color: red;">5,742</td> <td style="color: red;">4,913</td> </tr> <tr> <td>【参考】 令和 5 年度 (※)</td> <td style="color: red;">110,533</td> <td style="color: red;">7,565</td> <td style="color: red;">5,321</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 生活習慣病予防健診は 7 月、事業者健診は 8 月、特定健康診査は 6 月までの実績</p> <p>■ KPI</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 生活習慣病予防健診実施率 16.6%（令和 6 年 7 月末） 2) 事業者健診データ取得率 0.9%（令和 6 年 8 月末） 3) 被扶養者の特定健診実施率 3.4%（令和 6 年 6 月末） <p>③ 特定保健指導実施率及び質の向上</p>	実施分速報値 (直近対象者数)	被保険者 (629,641人)		被扶養者 (144,818人)	生活習慣病 予防健診	事業者健診	特定健康診査	令和 6 年度 (※)	104,406	5,742	4,913	【参考】 令和 5 年度 (※)	110,533	7,565	5,321	△	△	△
実施分速報値 (直近対象者数)	被保険者 (629,641人)		被扶養者 (144,818人)																
	生活習慣病 予防健診	事業者健診	特定健康診査																
令和 6 年度 (※)	104,406	5,742	4,913																
【参考】 令和 5 年度 (※)	110,533	7,565	5,321																

2. 戦略的保険者関係 (2) 健康づくり	
計画内容	実施状況 (◎計画を大幅に上回る、○計画通り、△実施中または計画を下回る、×未実施)
動脈硬化等の急速な進行に伴い、重症化・重篤化する可能性がある特定保健指導対象者に対し、個別性を重視した生活習慣改善に重点を置いた指導を行うことで行動変容を促す。	
〔被保険者〕	〔被保険者〕
1) 新規特定保健指導機関を拡大するとともに、既契約特定保健指導機関に対し好事例の横展開や定期的なヒアリングにより実施者数を増加させる。	1) 新規契約 5 機関 (令和 6 年 9 月末) 特保実施機関会議について県との打ち合わせを実施。△
2) 特定保健指導専門機関等による情報通信技術 (ICT) を活用した保健指導を推進する。	2) 進捗管理および初回面談の拡大を目的とし毎月定例会を実施。 委託対象者数：33,713 人 (令和 6 年 9 月末) 初回面談実施者数：1,719 人 (令和 6 年 9 月末)△
3) 対象者へ特定保健指導の利用機会提供を推進する。	3) 特保実施機関において健診当日に対象者へ配布する勧奨リーフレットを作成。9 月に全機関に配布。△
4) 保健師・管理栄養士の保健指導等のスキルを向上させる。	4) 保健指導者のスキル向上のため、支部内研修会(4/24、7/23、9/10)とミーティング(6/11)を開催。△
〔被扶養者〕	〔被扶養者〕
	1) 1 月から 3 月にかけて実施する集団健診で同日に特定保健指導を ×

2. 戦略的保険者関係 (2) 健康づくり

計画内容	実施状況 (◎計画を大幅に上回る、○計画通り、△実施中または計画を下回る、×未実施)																																																		
1) 集団健診と同日に初回面談を実施する。	実施予定。 (参考：令和5年度実施者数 1,141人)																																																		
2) 遠隔面談を活用した特定保健指導を実施する。	2) 対象者の利便性向上を図るために、遠隔面談を活用した特定保健指導を実施 案内送付者数 1,394人（令和6年8月末） 遠隔面談実施者数 4人（令和6年9月末）																																																		
■ 被保険者（特定保健指導対象者数： 73,007人） ・ 特定保健指導 実施率 9.8%（実施見込者数： 7,155人）	特定保健指導実施状況 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">4月～8月実施分 (速報値)</th> <th colspan="2">被保険者</th> <th colspan="2">被扶養者</th> </tr> <tr> <th>初回面談数</th> <th>評価数</th> <th>初回面談数</th> <th>評価数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">令和6年度</td> <td>協会保健師等</td> <td>1,414</td> <td>889</td> <td>3</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>アウトソーシング</td> <td>医療機関</td> <td>1,052</td> <td>759</td> <td>694</td> <td>293</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">令和5年度</td> <td>専門機関</td> <td>1,719</td> <td>1,462</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>協会保健師等</td> <td>1,508</td> <td>996</td> <td>3</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>アウトソーシング</td> <td>医療機関</td> <td>588</td> <td>423</td> <td>523</td> <td>81</td> </tr> <tr> <td></td> <td>専門機関</td> <td>557</td> <td>598</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※専門機関の令和6年度分は令和5年度と事業開始時期が異なる。</p>						4月～8月実施分 (速報値)		被保険者		被扶養者		初回面談数	評価数	初回面談数	評価数	令和6年度	協会保健師等	1,414	889	3	9	アウトソーシング	医療機関	1,052	759	694	293	令和5年度	専門機関	1,719	1,462			協会保健師等	1,508	996	3	7	アウトソーシング	医療機関	588	423	523	81		専門機関	557	598		
4月～8月実施分 (速報値)		被保険者		被扶養者																																															
		初回面談数	評価数	初回面談数	評価数																																														
令和6年度	協会保健師等	1,414	889	3	9																																														
	アウトソーシング	医療機関	1,052	759	694	293																																													
令和5年度	専門機関	1,719	1,462																																																
	協会保健師等	1,508	996	3	7																																														
	アウトソーシング	医療機関	588	423	523	81																																													
	専門機関	557	598																																																

2. 戦略的保険者関係 (2) 健康づくり	
計画内容	実施状況 (○計画を大幅に上回る、○計画通り、△実施中または計画を下回る、×未実施)
<p>■ KPI :</p> <p>1) 被保険者の特定保健指導実施率を 9.8%以上とする 2) 被扶養者の特定保健指導実施率を 22.3%以上とする</p> <p>④ 重症化予防対策の推進</p> <p>虚血性心疾患の原因となる血圧・血糖・脂質（LDL コレステロール）の未治療者を含むコントロール不良群に受診勧奨や保健指導を行うことで、生活習慣病の重症化を予防する。</p> <p>1) 未治療者に対する受診勧奨</p> <p>健診当日や健診結果通知時の勧奨（0次勧奨）および健診後の文書や電話等による勧奨（一次、二次勧奨）を実施する。</p> <p>2) 糖尿病性腎症に係る重症化予防事業</p> <p>埼玉県の糖尿病性腎症重症化予防プログラムに則り、人工透析に移行させないための保健指導を実施する。</p> <p>⑤ コラボヘルスの推進</p>	<p>■ KPI</p> <p>1) 被保険者の特定保健指導実施率 4.3%（令和 6 年 9 月末） 2) 被扶養者の特定保健指導実施率 7.6%（令和 6 年 9 月末）</p> <p>④ 重症化予防対策の推進</p> <p>1) 未治療者に対する受診勧奨</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健診機関からの 0 次勧奨（令和 6 年 9 月末） 契約機関数 59 機関 勧奨件数 2,761 件(面談：568 件 電話：259 件 文書：1,934 件) ・二次勧奨（令和 6 年 8 月末） 文書勧奨 10,407 件 電話勧奨 1,222 件 <p>2) 文書によるプログラムへの参加勧奨を対象者 3,295 人へ 6 月 25 日に送付。</p>
	○
	△

2. 戦略的保険者関係 (2) 健康づくり		
計画内容	実施状況 (◎計画を大幅に上回る、○計画通り、△実施中または計画を下回る、×未実施)	
<p>関係団体等と連携し、事業所への健康経営の普及及び経営者の社員への健康づくり意識の醸成を促すような環境づくりを推進する。</p> <p>1) 健康宣言事業所を拡大するとともに、健康優良企業の認定 (STEP1、STEP2) を行う。</p> <p>2) 健康経営埼玉推進協議会、健康経営普及推進協力事業者と連携し、職場における健康づくりを支援する。</p> <p>3) 事業所カルテや定期的な健康情報提供を行い、健康宣言事業所へのサポートを充実させる。</p> <p>■ KPI：健康宣言事業所数を 1,270 事業所（※）以上とする ※ 標準化された健康宣言の事業所数及び今後標準化された健康宣言への更新が見込まれる事業所数</p>	<p>⑤ コラボヘルスの推進</p> <p>1) 下期に未宣言事業所に対して宣言勧奨を実施予定。 △</p> <p>2) 5月28日に健康経営埼玉推進協議会のワーキンググループを開催し、令和6年度の各団体の取組の情報共有を行った。また、協議会が主催する健康経営セミナーを10月31日に開催予定。 7月24日に健康経営埼玉推進協議会を開催し、令和6年度の各団体の取組の情報共有を行った。 9月19日に健康経営埼玉推進協議会のワーキンググループを開催し、令和6年度の各団体の事業の進捗報告を行った。</p> <p>3) 定期的（年4回）な健康情報提供を開始（第1回は6/20、第2回は9/20に発送）。 健康宣言事業所を対象にした健康づくりオンラインセミナーを10月より開始。</p> <p>■ 健康宣言事業所数 955 事業所（令和6年8月末） △</p>	

2.戦略的保険者関係 (3) 医療費適正化	
計画内容	実施状況 (◎計画を大幅に上回る、○計画通り、△実施中または計画を下回る、×未実施)
<p>(3) 医療費適正化</p> <p>① 医療資源の適正使用</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療資源の適正使用の観点から、かかりつけ医を持つことの意義や時間外受診・はしご受診の問題点、ジェネリック医薬品の使用促進について、加入者に対し各種媒体を効果的に活用し周知・啓発を行う。 ジェネリックカルテや年齢別、地域別、医療機関別の使用割合等のデータを用い、支部の課題を把握し、厚生局及び埼玉県等と連携しジェネリック医薬品の使用促進に向け医療機関や調剤薬局等へ情報提供を行う。 埼玉県全域で未就学児の医療費が現物給付化されたことに伴い、乳幼児を扶養する親世代に対して窓口負担が発生しない医療費の仕組みや医療保険制度について周知・啓発を行う。また、看護休暇等を取りやすい職場の環境づくりについて啓発を行う。 <p>■ KPI :</p> <p>ジェネリック医薬品使用割合（※）を年度末時点で前年度以上とする</p> <p>※ 医科、DPC、歯科、調剤レセプトを対象とする</p>	<p>(3) 医療費適正化</p> <p>① 医療資源の適正使用</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和5年度に作成した上手な医療のかかり方に関する動画を活用した広報について、9月中に委託事業者（広告代理店）を決定した。現在、11月からの広報スタートに向けて、準備を進めている。 5月に埼玉県薬務課と今年度における協働した取組について、協議を行った。 6月から、乳幼児を扶養する被保険者に対し、子どもの心配な症状にかかるセルフケアの方法などをまとめた冊子を配付することによって、子ども医療費の仕組みをはじめとした医療保険制度の周知広報を図った。 <p>■ KPI :</p> <p>令和6年5月末時点 84.7%</p> △

2.戦略的保険者関係 (3) 医療費適正化	
計画内容	実施状況 (◎計画を大幅に上回る、○計画通り、△実施中または計画を下回る、×未実施)
<p>② 地域の医療提供体制等へのデータを活用した意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療計画及び医療費適正化計画に掲げられた内容の着実な実施に向けて、埼玉県の取組の進捗状況を把握しつつ、協会が保有する医療費・健診データの分析結果を活用し、他の保険者等とも連携して、積極的に意見発信を行う。 ・ 効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会、健康づくりや医療費適正化に関する埼玉県の会議において、協会が保有する医療費・健診データの分析結果（医療費の地域差や患者の流入出状況等）や国・埼玉県等から提供された医療データ等を活用し、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。 	<p>② 地域の医療提供体制等へのデータを活用した意見発信</p> <p>－</p>
<p>③ インセンティブ制度の実施及び検証</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解いただけるよう、周知広報を行う。 	<p>③ インセンティブ制度の実施及び検証</p> <p>△</p> <p>・ 埼玉だより4月号、健康保険委員だより4月号、メールマガジン6月号において、インセンティブ制度の仕組みや意義等について掲載。</p> <p>また、さらなるインセンティブ制度の認知度及び理解率の向上を図るために、新聞広告による広報を令和7月1～3月までに合計3回実施する予定。</p>

2.戦略的保険者関係 (4) 広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進																																											
計画内容	実施状況 (◎計画を大幅に上回る、○計画通り、△実施中または計画を下回る、×未実施)																																										
(4) 広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進 ・協会として目指すべき広報の姿を示す「広報基本方針」に基づき、具体的な広報内容・広報スケジュールを提示した「支部広報計画」を策定し、統一的、計画的、効果的な広報に取り組む。	(4) 広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進 ・支部ホームページやメールマガジンで制度改正、健康づくりに役立つ情報を掲載。また、「埼玉だより」、「健康保険委員だより」などの支部定期広報媒体や社会保険協会発行（四半期毎）の「社会保険さいたま」、社労士会発行（毎月）の「会報」にも各種情報を発信。 【広報物の発行状況】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>発行月</th> <th>メール マガジン</th> <th>埼玉だより</th> <th>健康保険委員 だより</th> <th>社会保険 さいたま</th> <th>社労士会報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和 6 年 4 月 (令和 5 年 4 月)</td> <td>7,991 通 (5,725 通)</td> <td>125,600 部 (119,200 部)</td> <td>11,203 部 (7,846 部)</td> <td>2,200 部 (2,200 部)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和 6 年 5 月 (令和 5 年 5 月)</td> <td>8,230 通 (5,727 通)</td> <td>126,000 部 (119,800 部)</td> <td></td> <td></td> <td>2,200 部 (2,200 部)</td> </tr> <tr> <td>令和 6 年 6 月 (令和 5 年 6 月)</td> <td>8,232 通 (5,745 通)</td> <td>126,300 部 (120,100 部)</td> <td>11,201 部 (8,040 部)</td> <td>21,000 部 (22,400 部)</td> <td>2,200 部 (2,200 部)</td> </tr> <tr> <td>令和 6 年 7 月 (令和 5 年 7 月)</td> <td>8,354 通 (5,931 通)</td> <td>127,000 部 (120,700 部)</td> <td></td> <td></td> <td>2,200 部 (2,200 部)</td> </tr> <tr> <td>令和 6 年 8 月 (令和 5 年 8 月)</td> <td>8,544 通 (6,103 通)</td> <td>126,000 部 (121,100 部)</td> <td>11,478 部 (8,233 部)</td> <td></td> <td>2,200 部 (2,200 部)</td> </tr> <tr> <td>令和 6 年 9 月 (令和 5 年 9 月)</td> <td>8,590 通 (6,203 通)</td> <td>126,400 部 (121,600 部)</td> <td></td> <td>21,000 部 (22,400 部)</td> <td>2,200 部 (2,200 部)</td> </tr> </tbody> </table>	発行月	メール マガジン	埼玉だより	健康保険委員 だより	社会保険 さいたま	社労士会報	令和 6 年 4 月 (令和 5 年 4 月)	7,991 通 (5,725 通)	125,600 部 (119,200 部)	11,203 部 (7,846 部)	2,200 部 (2,200 部)		令和 6 年 5 月 (令和 5 年 5 月)	8,230 通 (5,727 通)	126,000 部 (119,800 部)			2,200 部 (2,200 部)	令和 6 年 6 月 (令和 5 年 6 月)	8,232 通 (5,745 通)	126,300 部 (120,100 部)	11,201 部 (8,040 部)	21,000 部 (22,400 部)	2,200 部 (2,200 部)	令和 6 年 7 月 (令和 5 年 7 月)	8,354 通 (5,931 通)	127,000 部 (120,700 部)			2,200 部 (2,200 部)	令和 6 年 8 月 (令和 5 年 8 月)	8,544 通 (6,103 通)	126,000 部 (121,100 部)	11,478 部 (8,233 部)		2,200 部 (2,200 部)	令和 6 年 9 月 (令和 5 年 9 月)	8,590 通 (6,203 通)	126,400 部 (121,600 部)		21,000 部 (22,400 部)	2,200 部 (2,200 部)
発行月	メール マガジン	埼玉だより	健康保険委員 だより	社会保険 さいたま	社労士会報																																						
令和 6 年 4 月 (令和 5 年 4 月)	7,991 通 (5,725 通)	125,600 部 (119,200 部)	11,203 部 (7,846 部)	2,200 部 (2,200 部)																																							
令和 6 年 5 月 (令和 5 年 5 月)	8,230 通 (5,727 通)	126,000 部 (119,800 部)			2,200 部 (2,200 部)																																						
令和 6 年 6 月 (令和 5 年 6 月)	8,232 通 (5,745 通)	126,300 部 (120,100 部)	11,201 部 (8,040 部)	21,000 部 (22,400 部)	2,200 部 (2,200 部)																																						
令和 6 年 7 月 (令和 5 年 7 月)	8,354 通 (5,931 通)	127,000 部 (120,700 部)			2,200 部 (2,200 部)																																						
令和 6 年 8 月 (令和 5 年 8 月)	8,544 通 (6,103 通)	126,000 部 (121,100 部)	11,478 部 (8,233 部)		2,200 部 (2,200 部)																																						
令和 6 年 9 月 (令和 5 年 9 月)	8,590 通 (6,203 通)	126,400 部 (121,600 部)		21,000 部 (22,400 部)	2,200 部 (2,200 部)																																						

2.戦略的保険者関係

(4) 広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進

計画内容	実施状況 (◎計画を大幅に上回る、○計画通り、△実施中または計画を下回る、×未実施)								
<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報テーマやターゲットに応じた広報資材を活用するとともに、地域・職域特性を踏まえたきめ細かい広報及び地元メディアや SNS 等を活用した積極的な発信を行う。 ・ 県、市町村、関係団体との連携し、保健事業や医療費適正化に対する取り組み等について、加入者・事業主・関係機関等へ情報を提供する。 ・ 「健康づくりサイクルの定着」（毎年確実に健診を受診し、健診結果に応じた行動（特定保健指導の利用や医療機関への早期受診）をとることの重要性の周知を図る）について、統一広報資材を活用し加入者特に 40 歳代をターゲットとした広報を行う。 ・ 新規加入事業所に対し、協会けんぽの事業内容、制度や手続き方法などの周知、保険給付申請書の書き方動画への誘導などにより、現金給付の自動審査率の向上、申請書の返戻を減少させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ テレビを活用した広報 健診受診の啓発等、保健事業にかかる広報を下期に実施予定。 ・ ラジオを活用した広報 健診受診の啓発等、保健事業にかかる広報を下期に実施予定。 ・ マイナ保険証の利用促進について、関係団体に対し専用リーフレットを提供のうえ、各団体の広報誌への同封など、さまざまな機会を捉えた情報発信を依頼のうえ、周知広報を図った。 ・ 本部より 10 月に統一広報資材がリリースされたため、資材を効果的に活用できる広報媒体の選定・委託事業者（広告代理店等）の調達などの準備を進めている。 ・ 新規加入事業所に対し、ホームページに掲載している新規加入事業所向けの動画の案内を行うとともに、健康保険制度の概要をまとめた「協会けんぽガイダンス」などをお送りし、協会けんぽの事業内容の周知広報を行った。 <table border="1" data-bbox="972 1208 1275 1416"> <thead> <tr> <th data-bbox="972 1208 1275 1251">実施月</th><th data-bbox="972 1208 1275 1251">件数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="972 1251 1275 1294">5 月</td><td data-bbox="972 1251 1275 1294">1,838 件</td></tr> <tr> <td data-bbox="972 1294 1275 1337">8 月</td><td data-bbox="972 1294 1275 1337">1,848 件</td></tr> <tr> <td data-bbox="972 1337 1275 1416">11 月</td><td data-bbox="972 1337 1275 1416"></td></tr> </tbody> </table>	実施月	件数	5 月	1,838 件	8 月	1,848 件	11 月	
実施月	件数								
5 月	1,838 件								
8 月	1,848 件								
11 月									

2.戦略的保険者関係

(4) 広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進

計画内容	実施状況 (◎計画を大幅に上回る、○計画通り、△実施中または計画を下回る、×未実施)																																																		
<ul style="list-style-type: none"> 健康保険委員について、未登録事業所に対し文書、電話、訪問による委嘱勧奨を計画的に行うとともに、関係団体の協議会の場などを通して健康保険委員、職場の健康づくりの意義等を事業主、経営者層に直接、周知・啓発を行う。 健康保険委員活動を活性化させるため、健診、保健指導や健康づくり等に関する啓発に重点を置いた研修、広報を実施する。 	<table border="1" data-bbox="972 290 1275 338"> <tr> <td>3月</td> <td></td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 健康保険委員の未登録事業所に対し、以下のとおり文書勧奨を行ったほか、健康保険組合から協会けんぽに移管してきた事業所を中心に訪問および電話による勧奨を実施した。 <table border="1" data-bbox="972 481 1612 1084"> <thead> <tr> <th>実施月</th><th>送付件数</th><th>登録者数</th><th>登録率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5月</td><td>1,107 件</td><td>103 人</td><td>9.3%</td></tr> <tr> <td>6月</td><td>2,307 件</td><td>205 人</td><td>8.8%</td></tr> <tr> <td>7月</td><td>1,037 件</td><td>85 人</td><td>8.1%</td></tr> <tr> <td>8月</td><td>749 件</td><td>64 人</td><td>8.5%</td></tr> <tr> <td>9月</td><td>1,106 件</td><td>87 人</td><td>7.8%</td></tr> <tr> <td>10月</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>11月</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>12月</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>1月</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>2月</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>3月</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 令和7年1月開催予定の健康保険委員研修会において、埼玉産業保健総合支援センターとの共催により、職場におけるメンタルヘルス対策、マイナ保険証の利用をテーマとした講演を実施するよう準備を進めている。 健康保険制度の内容および申請書の書き方などを網羅した全支部共通 	3月		実施月	送付件数	登録者数	登録率	5月	1,107 件	103 人	9.3%	6月	2,307 件	205 人	8.8%	7月	1,037 件	85 人	8.1%	8月	749 件	64 人	8.5%	9月	1,106 件	87 人	7.8%	10月				11月				12月				1月				2月				3月			
3月																																																			
実施月	送付件数	登録者数	登録率																																																
5月	1,107 件	103 人	9.3%																																																
6月	2,307 件	205 人	8.8%																																																
7月	1,037 件	85 人	8.1%																																																
8月	749 件	64 人	8.5%																																																
9月	1,106 件	87 人	7.8%																																																
10月																																																			
11月																																																			
12月																																																			
1月																																																			
2月																																																			
3月																																																			

2.戦略的保険者関係

(4) 広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進

計画内容	実施状況 (◎計画を大幅に上回る、○計画通り、△実施中または計画を下回る、×未実施)																				
<p>■ KPI</p> <p>1-1) 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 45.0%以上とする</p> <p>1-2) 健康保険委員の委嘱事業所数を前年度以上とする</p>	<p>広報資材「協会けんぽ GUIDEBOOK2024」について、健康保険委員向け対し、8月にリリースした。</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康保険だよりの発行回数について、前年度の4半期に1回の発行から隔月に発行回数を増やし、さらなる広報の充実を図った。 <p>【健康保険委員だより発行状況】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発行日</th><th>記事内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和6年4月号</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・健診のご案内 ・インセンティブ制度 </td></tr> <tr> <td>令和6年6月号</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・健康宣言のご案内 ・健康経営優良法人2024結果 ・上手な医療のかかり方 </td></tr> <tr> <td>令和6年8月号</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・事業報告及び決算(本部) ・事業報告(支部) </td></tr> </tbody> </table> <p>■KPI 達成状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基準月</th><th>健康保険委員委嘱済事業所の被保険者数割合</th><th>委嘱者数</th><th>委嘱事業所数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和6年 9月末</td><td>45.6%</td><td>11,023人</td><td>10,407事業所</td></tr> <tr> <td>令和5年度</td><td>44.4%</td><td>10,486人</td><td>10,250事業所</td></tr> </tbody> </table>	発行日	記事内容	令和6年4月号	<ul style="list-style-type: none"> ・健診のご案内 ・インセンティブ制度 	令和6年6月号	<ul style="list-style-type: none"> ・健康宣言のご案内 ・健康経営優良法人2024結果 ・上手な医療のかかり方 	令和6年8月号	<ul style="list-style-type: none"> ・事業報告及び決算(本部) ・事業報告(支部) 	基準月	健康保険委員委嘱済事業所の被保険者数割合	委嘱者数	委嘱事業所数	令和6年 9月末	45.6%	11,023人	10,407事業所	令和5年度	44.4%	10,486人	10,250事業所
発行日	記事内容																				
令和6年4月号	<ul style="list-style-type: none"> ・健診のご案内 ・インセンティブ制度 																				
令和6年6月号	<ul style="list-style-type: none"> ・健康宣言のご案内 ・健康経営優良法人2024結果 ・上手な医療のかかり方 																				
令和6年8月号	<ul style="list-style-type: none"> ・事業報告及び決算(本部) ・事業報告(支部) 																				
基準月	健康保険委員委嘱済事業所の被保険者数割合	委嘱者数	委嘱事業所数																		
令和6年 9月末	45.6%	11,023人	10,407事業所																		
令和5年度	44.4%	10,486人	10,250事業所																		

3.組織・運営体制関係		(1) 人事制度の適正な運用と人材育成の推進
実施内容	実施状況 (◎計画を大幅に上回る、○計画通り、△実施中または計画を下回る、×未実施)	
<p>(1) 人事制度の適正な運用と人材育成の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 人事評価制度を適切に運用するとともに、評価段階において評価者と被評価者との情報共有を行いながら人事評価を実施する。 支部研修計画に基づいた研修を実施するとともに、必要に応じて本部研修参加者による支部内伝達研修を実施する。また、関係団体主催の研修に積極的に参加する。 	<p>(1) 人事制度の適正な運用と人材育成の推進</p> <p>令和6年6月 ハラスメント防止研修（e－ラーニング）を実施 令和6年7月 情報セキュリティ研修（e－ラーニング）を実施 令和6年7月 個人情報保護研修（e－ラーニング）を実施</p>	△

3.組織・運営体制関係　（2）内部統制の強化	
実施内容	実施状況（◎計画を大幅に上回る、○計画通り、△実施中または計画を下回る、×未実施）
<p>（2）内部統制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 階層別研修や e ラーニングにより、職員が協会の内部統制やリスク管理の重要性について理解した上で常に高い意識を持って業務遂行できるよう意識の啓発を行う。 	<p>（2）内部統制の強化</p> <p>令和 6 年 6 月 ハラスメント防止研修（e ラーニング）を実施 令和 6 年 7 月 情報セキュリティ研修（e ラーニング）を実施 令和 6 年 7 月 個人情報保護研修（e ラーニング）を実施 令和 6 年 8 月 リスク管理研修（e ラーニング）を実施</p> <div style="text-align: right; color: red;">△</div>

3.組織・運営体制関係 (3) 個人情報の保護、法令等規律の遵守（コンプライアンス）の徹底	
実施内容	実施状況（◎計画を大幅に上回る、○計画通り、△実施中または計画を下回る、×未実施）
<p>(3) 個人情報の保護、法令等規律の遵守（コンプライアンス）の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> 全職員に個人情報の保護に関する研修を実施し、保有する個人情報の厳格な管理を徹底し漏洩等を防止する。 個人情報保護活動計画に基づき委員会を開催し、個人情報保護管理体制の現状把握と問題点を是正することにより、個人情報の漏洩等を防止する。 全職員に対するコンプライアンスに関する研修、コンプライアンス活動計画に基づく委員会を通し、職員一人ひとりのコンプライアンス意識を向上させ、協会の社会的信頼の維持及び業務の公正性を確保する。 自主点検（年2回）を確実に行い、法令等遵守を組織内に浸透させる。 活動計画に基づき、コンプライアンス等のセルフチェックや情報管理強化プロジェクトチームによる個人領域の点検を実施する。 	<p>(3) 個人情報の保護、法令等規律の遵守（コンプライアンス）の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> 毎月月初にコンプライアンス等に係るアンケートを実施 令和6年4月3日 個人情報保護委員会を実施 令和6年5月27日 個人情報保護委員会を実施 令和6年6月21日 個人情報保護委員会、コンプライアンス保護委員会を実施 令和6年9月12日 個人情報保護委員会、コンプライアンス保護委員会を実施 令和5年下期を対象とした自主点検を令和6年5月30日から6月10日にかけて実施した。結果については6月21日のリスク管理委員会で報告を行い、改善事項等については速やかに是正した。 △

3.組織・運営体制関係 (4) 費用対効果を踏まえたコスト削減等	
実施内容	実施状況 (◎計画を大幅に上回る、○計画通り、△実施中または計画を下回る、×未実施)
<p>(4) 費用対効果を踏まえたコスト削減等</p> <ul style="list-style-type: none"> 調達における競争性を高めるため、公告期間や納期までの期間の十分な確保、仕様書の見直し等の取組みを行うことで、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。 <p>■ KPI： 一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、15%以下とする</p>	<p>(4) 費用対効果を踏まえたコスト削減等</p> <p>調達における競争性を高めるため、公告期間や納期までの期間を十分確保するように、各グループに周知を図り、多くの業者が入札に参加しやすい環境を整えた。</p> <p>■KPI：9.1% 令和6年9月末時点 入札件数 11件中一者応札案件 1件</p> 